

# 大阪府における男女共同参画施策の検証・評価システムのあり方について

## (骨子案)

- 現行の大阪府男女共同参画計画（以下、「プラン」という）の計画期間満了を前に、プランに基づいて実施されてきた施策の到達点と、解決が待たれる課題をわかりやすく提示するために、男女共同参画施策を検証・評価する仕組みを確立することが求められている。
- 今回の検証・評価作業を通じて現状を振り返り、大阪府庁内部において、男女共同参画施策に対する理解を深め、主体的な取組が促進されることを期待する。

### 1. 検証・評価システムについての基本的な考え方

- 大阪府の庁内推進体制である男女共同参画推進本部の枠組みのもと、事業の実施状況と施策の進捗状況について、プランの策定・改訂時期にあわせて5年ごとに検証・評価を実施する。
- 評価の客観性を高めるために、検証・評価システムには、大阪府庁内部だけではなく、外部評価の視点も取り入れて実施する。
- 男女共同参画審議会は、府民を代表する外部評価者としての立場で、検証・評価システムに参画する。
- 一次評価（事業所管課、部局）、二次評価（男女共同参画課）、三次評価（男女共同参画審議会）の三段階に分け、二次評価は一次評価の適正性を、三次評価は二次評価の適正性を、それぞれ検証する。
- 画一的に検証・評価するのではなく、現行プランを構成する10の「施策の基本的方向」（以下、「施策の柱」という）それぞれが有する特性を踏まえて取扱う。
- 「大阪の再生・元気倍増プラン～大阪21世紀の総合計画」をはじめとする他の行政計画と重なっている施策については、それぞれの計画がめざしているものとの整合性を勘案しつつ、男女共同参画の視点でそれらの施策が実施されているかどうか、という観点を踏まえ、検証・評価を行う。

### 2. 検証・評価システムのあり方について

#### (1) 検証・評価の対象となる項目の設定について

- 施策の柱ごとにすべての施策の方向が網羅されるように項目を設定する。

#### (2) 一次評価における検証・評価方法及び留意点について

##### ①自己評価の内容

- 事業所管課は、項目ごとに事業の実施状況をとりまとめ、「一次評価の検証・評価の基準（視点）」に照らし、施策の進捗状況について自己評価を行う。
- 自己評価の内容については、すべての施策を一定レベルで整理できるよう、次のような共通項目を設定する。

〔基礎項目〕

- ア 施策実現のために行っている取組概要
- イ アの取組に該当する具体的事業名
- ウ 取組の企画・立案、実施の際に男女共同参画の視点で配慮した事項の有無
- エ プランに掲げる「数値目標設定指標」の達成度

〔評価項目〕

- ア 施策実現のための対応度についての自己評価
  - イ アの自己評価を行った理由
  - ウ 事業所管課からのアピールポイント（工夫した点や難しい点など）
  - エ 今後の方向性について
- 施策項目の性質に鑑み、検証・評価の際に個別に必要な要素については「特記事項」として追加し、できるだけ具体的な設問を設け、記述式で回答してもらう。
  - 大阪府庁が男女共同参画のモデル職場をめざしていることを踏まえ、すべての所属において日々の業務を行う上で必要とされる、審議会委員の選任や公的広報の作成、男女ともに働きやすい職場環境づくりなど、男女共同参画に関する取組状況を明らかにする。

②自己評価における検証・評価の基準（視点）

- 自己評価する際の「一次評価の検証・評価の基準（視点）」については、府の施策がもつ次の4つの要素に着目し、それぞれの観点から施策実現に向けた対応度について振り返り、自己評価するものとする。
  - ア 法律や指針、府の施策等が十分に周知できているか
  - イ 施策がめざす方向の必要性が十分に訴えられているか
  - ウ 施策実現に向けた環境整備が行われているか
  - エ 対象別に主体的な取組・行動を後押しする支援策が講じられているか

(3) 二次・三次評価における検証・評価方法及び留意点について

- 先に本審議会から答申した「男女共同参画の現状を表す指標」をはじめ、各項目に関連するデータを収集して「府民の意識の変化を表すもの」「府民の行動の変化を表すもの」「社会の状況を表すもの」の3つに大別し、これらの推移を参照しつつ、前段階の評価の適正性を検証・評価する。
- その際、指標が示す数字の増減だけを見るのではなく、その背景にあるものを掘り起こし、丁寧に分析することによって、府民の意識や行動の実態を明らかにしていく必要がある。
- 府民の共通する思いが表れている府民意識調査などの統計を抽出し、府民の思いに対して府はどの程度応えているかという観点から検証・評価を行う。
- プラン改訂時に追加された新たな施策については、特に丁寧に検証することが必要である。
- 改訂プランにおいて打ち出された、施策を重点化する方向性である「男女共同参画についての理解を深め、府民一人ひとりの主体的な行動を引き出すための施策の推進」「事業者の主体的な取組を後押しするための施策の推進」については、10の施策の柱を横断的に関連施策の実施状況の検証・評価を行う。
- 社会的に援護を必要としている女性が置かれている状況については、いくつもの施策

の柱に関わるものであることから、住宅や経済基盤など、府民生活の基本的な状況を明らかにしつつ、10の施策の柱を横断的に関連施策の実施状況の検証・評価を行う。

- 男女共同参画課が事業所管課として位置づけられる施策について、一次評価と二次評価が同じ評価主体になるため、客観的に処理するよう心がけられたい。

### 3 新プラン策定に向けてさらなる検討が求められる事項について

- 10の施策の柱すべてを同列で論じるのではなく、男女共同参画の推進のための基盤部分としてすべての施策の柱に関係するものと、特定の分野として完結するものがあるため、それぞれの特性を踏まえて新プランの構成を検討されたい。
- 様々な観点から課題解決を図るために、「7 女性の生涯にわたる身体的・精神的な健康の確保」のような、ライフステージに着目した施策体系の構築も検討されたい。
- 様々な分野の相談や情報提供、苦情持込ができる窓口に寄せられた府民の思いを男女共同参画の視点でとらえ、施策の検証材料とする方策を検討されたい。
- 府民のもとへ情報を届けることは、すべての施策に共通する基本的な部分であることから、特に意識的に取り組み、周知方法の有効性について自己検証するとともに、その周知度を把握するよう努められたい。
- 今回審議する中で、施策の柱によって、検証・評価に必要なデータが十分そろっていないものも見受けられたので、実際の評価段階では、「男女共同参画の現状を表す指標」に留まらず、関連指標の充実に努められたい。
- 今後実施する府民意識調査では、経年比較も必要ではあるが、施策の検証・評価という観点から、設問等の見直しを行われたい。
- 検証・評価システムは完成されたものとして運用するのではなく、検証・評価を実施する中で見えてくる改善点をその都度反映して改良し、回数を重ねるごとに充実したものにされたい。